第７２回
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会

会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

第 72 回（平成 28 年度第 4 回）
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会　次第

日　時：平成 28 年 7 月 20 日（水）午後 3 時

場　所：安土町総合支所 3 階旧議員控室

１．開会

２．経過報告

３．報告事項

①近江八幡市風景づくり計画について（都市計画課）　資料１

②庁舎設計業者選定委員会について

～近江八幡市庁舎整備基本計画・実施設計業務委託業者選定委員会委員（安田委員）　資料２

③健康づくりセンターの現状及び課題について（住民課）　資料３

④安土学区まちづくり協議会・老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について　参考１

４．協議事項

①今後定例会に諮るべき課題について　資料４

５．その他　資料５

意見箱の意見

６．閉　会

会議録

●会議の名称	安土町地域自治区地域協議会　第 72 回（平成 28 年度第 4 回）定例会
●開催場所	近江八幡市安土町総合支所 3 階旧議員控室
●開催日時	平成 28 年 7 月 20 日（水）　15:00～17:30
●出席者 （委員等）	安田惣左衛門会長、茶野初美副会長、可須水弘美委員、小杉稔委員、澤秋男委員、善住元治委員、仙波謙三委員、中澤栄子委員、矢場義章委員
（説明者等）	都市計画課…大橋参事 地域協議会事務局
（事務局）	安土町総合支所…大林地域自治区長 住民課…福井次長兼課長、川部課長補佐、助野副主幹、矢野副主幹
●議題及び議事	近江八幡市風景づくり計画について（都市計画課）

事務局　第 72 回近江八幡市安土町地域自治区地域協議会を開会いたします。
開会にあたりまして、安田会長よりご挨拶いただきます。

会長　（あいさつ）

事務局　ありがとうございました。続きまして、安土町地域自治区大林区長が挨拶いたします。

事務局（区長）　（あいさつ）

事務局　それでは、本日の会議につきまして横川委員から会長宛てに欠席の連絡がありましたが、「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書」第 11 条第 3 項の規定に基づき、本協議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、宗野アドバイザーから会長宛てに定例会欠席の連絡がありました。アドバイザーにつきましては、本日の会議内容を書面等で送りまして、協議会へのアドバイスを仰ぎたいと思います。
それでは、これより議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、同じく協議書の規定に基づきまして、会長にお願い申し上げます。

会長　それでは、規定に基づき、議長を務めます。
冒頭申しましたように後の予定がありますので、出来たら５時までに終了したいと思います。議事運営につきましてご協力のほどお願いします。それでは本日の会議次第に基づきまして会議に入りたいと思います。
前回（6 月 15 日）の定例会以降の地域協議会の活動について、経過報告を行います。

定例会に入る前に広報編集部会を開催していただいています。広報編集部会の報告をお願いしたいと思います。

副会長　それでは広報編集部会の報告をします。地域協議会だよりの第 37 号につきまして本日午後 2 時から広報編集部会を開催しました。そこで内容を検討いたしまして、9 月 1 日付の発行に向けて作成中です。内容につきまして第 70 回、第 71 回定例会の内容、それと安土の話題として西の湖オープンカフェ、老蘇のほうではヨシ灯りの記事などを中心に作成を行います。

会長　ありがとうございます。

ただいまの広報編集部会の内容について、ご意見、ご質問等ありますか。

無いようですので、引き続きまして会議運営部会の活動について私のほうから報告します。

7 月 6 日（水）午前 9 時 30 分より会議運営部会を開催しました。

本日の会議次第に上がっています内容について、若干次第に前後しますが、３点目に上がっています健康づくりセンターの現状と課題について報告事項に挙げています。２項目に挙げています庁舎設計業者選定委員会、地域協議会からは私が出ていますので、報告をさせてもらいます。１点目に挙げています近江八幡市風景づくり計画については、都市計画課から来ていただいているので報告をしてもらいます。あとは、安土・老蘇まちづくり協議会の活動につきましてそれぞれご報告をお願いします。協議事項につきましては、前々回ぐらいから今後の定例会に諮るべき課題につきまして協議が必要になります。会議運営部会でもそれらの話をしていましたので、協議会の中でも意見交換をしながら進めていけばと思います。その他ということで、今日の資料の最後にでも意見箱のこともあります。このようなことで本日の会議次第となります。以上が会議運営部会の本日に備えた内容であります。

何か、ご意見等はございませんでしょうか。

それでは無いようですので、会議次第に沿って、次の議事に入ります。

事務局、先に意見箱をさせてもらったほうがよろしいか。意見箱は最後にということで。

それでは、先ほど触れされてもらいましたように、最初に近江八幡市風景づくり計画につきまして、当協議会からは可須水委員が出ていただいていますが、本日は都市計画課よりお出でいただいていますので風景づくり計画の説明をお願いします。

都市計画課　近江八幡市風景計画について昨年度計画の案ができまして、パブリックコメントも終わりまして、先日、教育委員会の中で答申をいただきました。また、先週、都市計画審議会においても報告させていただきました。10 月 1 日の施行に向けて

取り組んでいます。特に安土につきましては歴史文化風景計画ということで、特に安土の城下町一帯として風景計画を策定させていただいています。その際にもこちらの地域協議会の可須水委員に入っていただきご意見をいただきながら策定をして参りました。今回、計画が策定されましたのでご報告申し上げます。

まず始めに、来週から流れます市民向けのビデオがありますので、5 分程度ですがご覧ください。次に概要を説明させていただきます。

（ビデオ）

都市計画課

特に安土地域に関わる内容について簡単に説明させてもらいます。平成 17 年に近江八幡市で最初に水郷風景計画ということで、特に島学区の西の湖周辺に地域別計画ということで風景計画ができました。その後、伝統的風景計画が八幡堀を中心とした古い町並みの市街地にできました。合併後ですけれど、安土町につきましては以前から滋賀県の風景計画ということで、滋賀県の条例を使っておりまして、大規模な建築につきましては、今もそうなのですが 13mを超える物並びに 4 階建て以上の物については届出をしていただいています。並びに県道 2 号線につきましては、沿道景観計画ということで 10 ㎡以上の建物を建てるときは届出をしてもらっています。まあ、西の湖周辺については、琵琶湖景観形成地域ということで、こちらについても 10 ㎡を超える建物は届出を、今までも今もしてもらっています。こういった地域の見直しを今回させていただきました。ゾーニングといたしましては、7 つのゾーニングをしております。安土地域に関しましては、歴史文化風景ゾーンとして安土山一帯ならびに繖山一帯の周辺区域につきまして赤色で着色した部分がゾーンでございます。そして、西の湖周辺につきましては先ほど申しましたように、西の湖の一体的な価値を図ると言うことで水郷風景ゾーンとしております。西老蘇・東老蘇の地区になりますが、中山道になりますが、こちらは街道風景ゾーンとなっております。その他につきましては、田園風景ゾーンということで、これは近江八幡地域のおきましても同じようなことになっています。中山道付近についても武佐のほうも街道風景ゾーンになっています。こういったゾーニングをしています。この中で、今回地域別計画ということで、ゾーニングとしては先ほど説明したとおりなのですが、計画としては既にできています水郷風景計画と伝統的風景計画に加えまして、歴史的文化風景計画が策定されて、残りが黄色の部分の全市計画となります。例えば老蘇で建物を建てるような場合、1,000 ㎡を超えるとか 3 階建てとかのような大規模な場合は届出していただくことになります。今までは、安土地域については 13m以上と 4 階建て以上については届出をしていただいたのですが、今回から少し基準が厳しくなるのですけれど、10m以上と 3 階建て以上ということで、一般的な住宅については届出していただく必要はないのですけれど、景観に配慮した建築を更新のときにしていただくとことになります。今回、赤色の部分ですが、歴史文化風景ゾーンのところで、昨年度安土の住民の方と一緒にまち歩きをしながら素案を作

って参りました。安土の城下町区域を対象とした素案を作成させてもらいました。その中で、3 つの型に区分しております。歴史資産がたくさん残っているところは、歴史地区（町なみ型）と区分しています。また、黄色の地区はそれ以外の地域ということで、（一般型）ということで区分しています。また、安土山はシンボルとなるところですので、その周辺の田園は、（田園型）ということで、3 つの地区区分をしております。風景づくりの基本方針として、水路・古道沿いの歴史的な町なみを大切にしますということが、1 つ基本方針です。続いて、安土城跡と田園が醸し出す歴史的風土を大切にします。そして、落ち着きと安らぎのある市街地の風景をつくります。そして、重層的な安土の歴史を表象する歴史資産を大切にしますと言うことで、それにマッチした風景づくりをしていこうと言うことで、先ほど申しました区分を皆さんで考えていただきました。続きまして届出が必要な行為ということで、一般の住民の方でしたら建築確認が必要なとき、建築確認を届出するまでに、こういったものを建てますということを市に報告していただくことになります。残していきたい町並みのイメージとして 12 ページにあげています。このような形で市民の皆さまや事業者に周知していきたいなあと思っている。続きまして 14 ページ、15 ページですが基準になります。主な物として勾配屋根と落ち着いた色彩です。こういった基準を努力目標として、皆さんが建築するときにお願いしていく。住民のご理解とご協力が必要でありますけれど、この中で建築していただくことになります。これが歴史文化風景計画ということで、昨年度この基準ができまして 5 回のワークショップを経まして策定されたわけですけれど、その策定過程におきまして安土学区全世帯に風景づくり通信ということで経過報告を通知させてもらっています。今後、自治連合会で報告させてもらいまして、自治会のほうで必要であれば出向いて説明させてもらいます。続きまして、水郷風景計画でありますが、西の湖周辺の以前は琵琶湖景観形成地域に入っていた地域ですが、江ノ島、弁天の一部ですが、既に江ノ島自治会には説明会をしています。届出は以前からもしていただいていますが、少し基準が変わりますので、その旨の説明をして一定の理解をいただいております。滋賀県の計画から、水郷風景計画に変わっています。安土川から安土城外堀を含めて、常浜も含めて水郷風景計画のエリアになります。今までの島学区と統一した水郷風景基準で一体的な風景づくりをしていこうという趣旨から水郷風景区域を拡大していまして、重要文化的景観、今のところ旧の近江八幡市域のみ認定になっていますが、安土区域まで拡大するということを踏まえまして、まずは景観計画の区域に含めないといけないということになっていますので今回、水郷風景計画ということで見直しを行いました。基準については 19 ページにかいていますが、ほとんど滋賀県の風景計画を変わりありませんが、高さが 10m以下になっています。滋賀県のほうでは 13m以下になっていますが、水郷風景計画ということで、より低層ということで皆さんのご理解を得るということになります。以上でございます。

会長　ありがとうございました。皆さんで何か質問があれば。

委員　すみません。今の説明の中で歴史田園地区のなかで一体型施設が計画されていますよね、安土学区としては。ああいう場合はどうなりますか。コミセンの一体型という形で、歴史的田園風景になっているんですけど。

都市計画課　その基準に合わせていただくか、まず建てられる条件にならないと。今、青地ですからね。まず建築ができる条件にしてもらうのが第一です。風景についてはここに基準があるのですけど、これに沿った形で、低層いわゆる3階建てまでなのかなあ。風景の視点から見て安土山の前にあまり高いものがあるのは好ましくないのかなあ、もし建てられるとなると3階建て以内に抑えてもらうのではないかなあと。まず、建てられる条件をそろえてもらうことが先決ですけども、風景についてはこの計画の中ではこうです。今申し上げられるのはこうです。

会長　それと以前に言っておられた、景観農業振興地域整備計画は、この風景計画のできた後と言っておられたかな。

都市計画課　申し訳ありませんが所管が違うために詳しいことはわかりませんけれど、水路の改修のやり方とかも景観にあわせて農村でもしていこうというものだった思うのですけれど。

会長　これがベースになって田園の方もと、こちらが決まったらとおっしゃっていたので。基本的な風景計画に沿って、水路だとか農地の土手だとか農道とかの形状を規制しようかとしたらそれはそれで必要になると思いますが。
風景計画が進んでまいりますと、前の予定ではその後、農村景観が進むと。

都市計画課　農村の景観をした方が良いと思われる地域、今あるのも島学区だけだと思いますけど。申し訳ないですが、確かな情報はわかりません。

会長　あと皆さん何かありますか。

事務局（区長）　会長よろしいか。僕がこのような質問するのは的外れかもしれませんが、今委員から質問のあった田園地域の緑色の地域ですね、今年から 35 年に掛けて県道バイパスが通るんです。そういったことを含めて拠点のことについては、その辺で話が出ているのですけれど、そうなるとこの計画では3階以上が建てられないとなる。そうなると、この計画が他の計画に優先的に勝るのか、そこらへんがどうなのか。届出が必要ということは法的義務なのか努力義務なのか。

都市計画課　努力義務です。法律的に優先されるのは都市計画法ですので、都市計画法によると高さとか基準があります。景観については、皆さんが自分たちのまちの調和をどのように考えるかということで、1 つの手法として景観計画を入れています。景観計画が無くても今までは景観維持が出来ていたんですね。今、安土の中では開発が進む中で整えていこうというご意見をたくさん耳にしましたので、安土のほうで優先的に景観計画を作らせてもらったという経過があります。景観計画が無くても、東老蘇のように近隣景観協定という地域の中で協定をされているところは近江八幡市内でもたくさんあります。少し広い所で一体的に基準を設けてというのが景観計画なのですけれど、地区別にされているところはなお効果があるけれど、今回の計画は地域を拡げて、緩やか規定と申しますか、これを基準に皆さんが、瓦屋根をするとなるとかなり時間もかかりますしコストもかかりますので、皆さんが自分の家を建てる中でどこまで基準に近づけてもらえるのかということに期待を込めてということになっています。自分の地域をどのように残していくのか、今まで石積みだとか常夜灯とかが地区で残っているというのは守ってきたものであって、今後どうやって残していくか守っていくか皆さんと考えながら基準を作っていこうというものです。もっと厳しい基準にしたらという意見もありましたが、先ほど説明した内容がまとまった基準になりました。必ずしも基準を守らなければ家を建てられない、建築確認が下りないというものではございません。

事務局（区長）　建築確認と一緒に出して下さいというように指導するのか。

都市計画課　建築確認の 30 日前までに出してくださいということです。近江八幡地域では既に浸透していますので、事業者がここは風景計画区域に入っていますかと尋ねられるなど、かなり周知出来ています。安土の場合はこれからですので、今までですと沿道景観と西の湖周辺だけでして、かなり範囲が広がりますので、今後、建築士会などで周知していくつもりでいます。市民ももちろんでありますが事業者に特に周知が大事だと思っています。

会長　あくまで全市に網をかけおられますので、あとは皆の合意形成ができればこういうところでより一段上の基準を積み上げていくと。地域ができれば協力しながら積上げていくと。そういうスタンスなんですね。

あと皆さん他に何かありませんか。それではこの件についてはこれで終了します。たいへんお忙しい中ありがとうございました。

それでは報告事項の 2 点目に入らせていただきますが、庁舎設計業者選定委員会について、私のほうから説明させていただきます。

市民の皆さんも関心が高いと思いますが、昨年来整備について冊子もでていま

してそれに基づいて取り上げておりますが、皆さまの手元にも資料に出ています2ページ目の経過につきましては、審査の結果により株式会社石本建築事務所大阪支所が1位であり、総合評価点が97.59点ということになったことから結果はそうなったわけであります。中段以降に審査講評が記載されており、かなり皆さん熱心であります。最後のページに選考委員会のメンバーが記載されていますが、かなりの専門の先生方がおられる。経過につきましては、応募には6者が応募されたが、6者の時点で基礎審査をして実施設計に対する思いをA3版で3枚で出されましたものを委員各位が熟読して、われわれ素人ですので、専門用語が結構入っているので、どういったものかわからない所は先生方に質問しながらその解説をしてもらって、再度理解したうえで評価して行ったときに、6者の中で結構差が出ましたのが2者で、よく似た点数が4者ありまして、その時は全然会社名は伏せておられまして、A,B,C,D,E,F社の中で、A社とF社が落とされまして、B,C,D,Eの4社が技術審査に入る。その時点でより具体的な構想をA3で6枚ずつまとめられまして、これを素人が熟読するのが大変なことでしたが、これらが評価点に入るところです。最初の基礎審査では、各戸配付されています近江八幡市庁舎整備基本計画をどれだけ受け止めていただいたかが採点のポイントなのです。この冊子を熟読したうえで、今度はA3の3枚を読みまして、これを要約したのが近江八幡市庁舎の整備方針に示された、幾多の条件がここに示されていますが、大きさだとか施設の要望だとか。今回の基本計画は、少子高齢化に伴いまして子どもに関する保育の育成、高齢者タイプ。これらのことがエリアの内容でもかなりふんだんにスペースを取っていました。そういうことに本当に考え方が合っているか、基本方針に示された考え方がどこまで満足されているのか。あるいは限られた土地でありますので、限られた土地の利用がいかに上手くやっているかどうか。それから同時に庁舎だけではなく官庁街全体の中の庁舎ですので、それらがどう活かされているか。というような視点で。それから庁舎機能ということも基本計画に謳われているのですが、それらにどこまで合っているのか。特色、近江八幡の安土を含めた特色を庁舎の中でどのように活かしておられるかということも評価点で大きく占めている。そのようなことを理解したうえで、考えが出ているのであろうということが基礎点です。それから、技術になりますと我々素人ですので困ったのですが、取組姿勢が意欲的であると、プレゼンで分かりやすいプレゼンをされたかわかりづらいかが評価されるところである。そういうところを見ながら、特に基本計画に入っています多様な交流の実践がどこまで実施設計の思いとして含んでおられるとか、その庁舎が災害時には避難場所に変わるのですけれどそれがどこまで見込まれているか。災害が起こりますと庁舎が避難拠点になります。その時には避難所に変えられる機能をどこまで備えているのか。環境の配慮が最先端にしたいと庁舎の整備方針では上がっている。それをどこまで、今の技術でありうる環境技術をもって最大限に具備された庁舎になっているかどうかということも実施設計の評価になります。教育、福祉、子

育てなどのこともかなりこの計画にはふんだんに書かれています。それから庁舎の配置。工期の点でいかに短縮する技法が使われているかどうか。病院跡地や警察署跡地、商工会の裏手の空地など、将来どのように活用するかという提案がなされているか。それが災害時にはフルに活用できるような機能を持っているかどうか。というようなところが技術評価でございまして、最終的に株式会社石本建築事務所大阪支所が落札されました。評価に関する図面等は一旦いただきまして、家で熟読して審査会に持ち込んだのですが、審査会終了後すべて回収されまして私の手元には、基礎審査・技術審査の設計図 1 枚も無い。全て回収されています。ホームページにありますが、プリントアウトできないようにしてホームページに載っています。本当に落札された会社がお受けするか、まだ契約が出来ていない。契約が出来ますと初めて、設計図が市に渡るわけであります。まだ設計図の権利はまだ業者にありますので、契約が成立するまではオープンにならないということで、我々も全部回収されたのですが、今回たまたまホームページに載っていますので、これを皆さまに見ていただいて説明します。石本建築事務所の素案です。

（以下、石本建築事務所提案図面の説明）

会長

それでは引き続きまして、3 点目の健康づくりセンターの現状及び課題について、よろしくお願いします。

事務局（次長）

現状と課題を報告しまして、委員の皆さまから意見をいただきたいと思っております。内野にあります安土健康づくりセンター元気園ですけれど、平成 7 年度に元気園として旧安土町で設置されました。この報告書に基づいて説明させてもらいます。その後、平成 13 年度にプールとかトレーニングルームとかできて、健康づくりセンターとして改称しながら現在に至っています。その中で、これまでからこの施設のあり方についていろいろと検討がなされてまいりました。平成 18 年に旧安土町で事業仕分けが行われまして、それまで旧安土町では直営で管理していましたけれど、この事業仕分けを受けて平成 21 年から指定管理者制度を導入しました。合併後、新近江八幡市で公開事業診断というのが平成 22 年度に行われまして、このときに指定管理者によるサービスの効果が挙がっていないということで施設が有効に活用されていないという指摘がありまして、その後、この報告書の健康づくりセンターのあり方検討委員会というのが平成 23 年度に設置をされました。その中で、ここにおられます委員もここに入って検討をしていただいた。それと、もともと健康維持ということで設置された施設です。これまで直営のときでも、指定管理化されて指定管理でも運営をされてきたのではありますけれど、利用者も少しずつではありますが増えては来ているのですけれど、なかなか大きく収益につながるところまでは至ってはおりません。今回、なぜこういう形で報告をさせてもらうかというと、5 月の定例会の中でも竹町にできま

す健康ふれあい公園にプール棟が建設中です。来年の 4 月にできて、5 月にオープンされる予定です。元気園よりもさらに良い施設がオープンするということもありまして、今後の元気園の運営について考えて行かないといけない時期に来ています。この平成 23 年度に設置されましたあり方検討委員会の中で、いろいろと検討いただいた。利用等、運営状況等、さまざまな角度から検討していただいたが、なかなか難しい部分がありました。検討委員会の中では最終的に今後の運営管理の方向性について、3 つの案を出しておられます。①民間事業者への無償貸与、②指定管理者制度の強化、③その他の有効活用ということで、3 つの案が出されております。無償貸与については、東近江市の能登川プールが平成 23 年に民間に無償貸与されて運営されております。指定管理者制度の強化ということについては、平成 25 年度で前回の指定管理者が終わっておりましてその後に新たに入札して同じ事業者ではありますが指定管理料が若干下がったということがあります。その他の有効活用ということで、他の有効活用はできないかと様々な検討をさせていただいています。無償貸与または指定管理者制度の強化についても検討をさせてもらっているが、なかなか大きく収入の面についても改善できるというところまでは至っていません。来年 5 月に新たな健康ふれあい公園のプールが出来たらこちらに利用者が流れるとだろうと予想されます。指定管理料については減っては来ていますが、そのことで指定管理者のほうで大きく赤字が出てしまったという状況も出てきています。指定管理者のほうでかなり努力はしてもらっていますけれど、かなり厳しいところです。利用登録者の状況ですが、当然、安土学区と老蘇学区で多いというのはわかるのですが、東近江市など市外の方の利用が多いということもあります。年齢層的には、60 代、70 代が多い。本来の介護予防からして、やはり 60 代、70 代が多い状況です。今後の維持管理について、今後続けていく上において、やはり一番問題になってきますのが、建物の老朽化や設備の経年劣化によりまして、かなりの修繕が必要になってきています。今年も修繕箇所が出ておりまして、今後においても報告書の 6 ページになりますが大きなものの修繕が記載されています。濾過タンク、シロアリ駆除、屋根の改修、ボイラーの取替。今後こういった修繕が必要になってくるということを踏まえながら、いろいろと検討をさせていただいています。私どもとしましても、今後の修繕等を考えるとなかなか難しいなあと考えておりますけれど、いろいろな制度を活用しながら、できれば福祉目的ということで活用できないか具体的に検討をさせていただいているという状況でございます。さらに検討をさせていただきたいと思っています。ご報告をさせてもらいました。

会長　　そういうことで今の健康づくりセンターにつきましては、現状報告というのと、指定管理料と修繕等の費用ということで課題の説明をされました。説明に対して何か質問等ございましたら。屋根やら水回りなど大幅に修繕しなければいけないのだなあ。

事務局（次長）　ボイラーとかタンクとか耐用年数が近づいてきていますので。今は部分的な改修によって何とかつないでいるというような状況です。

会長　活用する場合の修繕とかは一旦市のほうで修繕して、新たな活用方法ということでそれらの修繕は費用的には出るのか。

事務局（区長）　正直な話、非常に難しいです。この前もその前兆は出ている。施設を開設している以上は、これはほっとけないです。緊急対応。支所は管理しているが予算は無い。他所から予算を借りてでもしなければならないということで、無理を言って他所の予算で修繕しました。それだけ厳しい状況です。指定管理により、経営努力はしてもらっている。指定管理料は毎年 2,700 万円ほど払っているのですけど。修繕費は 50 万円未満は指定管理者が見るけれども、50 万円以上は市で見ないといけないのです。ボイラーも 50 万円以上かかっていますので修理はしました。今、次長が説明しましたが、今後いまの状況の施設は水回りなどかなりの費用が出てくるだろうと。それと建物自体も平成 7 年にできて部分的に改修をしていていますが、老朽化している。どうするのか。直したらいいじゃないかと。そうだけれど、費用対効果から見るとそれでいいのかどうか。だから、近江八幡市全体として、健康ふれあい公園でもう少しスケールの大きな施設ができるので、安土の施設は、当初は高齢者向けの施設から始まったけれど、今日まで役目を果たしてきた。その役目を無くすということではなく、登録者を含めてうまく健康ふれあい公園に移行できるような方法を考えないといけないのではないかと。そうなったとき、あの施設はどうするのか。安土の施設は何でも無くしたらいいというそんな簡単なことではない。それなら、地域の皆さんやほかの福祉教育とかの問題に合致するような施設にリニューアルする方法もあるのではないか。ということを考えないといけないと思っています。まだ結論は出ていません。こういう報告をして皆さんの貴重なご意見をいただきたいと思って、次長から説明をしました。忌憚のない意見をお寄せいただいて、やっていきたい。屋外ゲートボール場は地域の人とかが活用されていますが、それを職員を置いて管理すると駄目なので、指定管理に含めてしてもらっている状態です。ゆくゆくは、ゲートボールの受付とかはどうするのということになるので、例として老蘇学区まちづくり協議会が地域の活動として受付などをしてもらうという方法もあるわけです。他にもいろいろな方法もあります。何でも無くしたら良いということではなしに、それでも費用対効果は考えておかないと無理かなあと思います。あり方検討委員会の報告に基づいて、もう一度 3 年間指定管理をしたのが今現在なのです。ところが今の現状は次長が報告したとおりでして、引き続き指定管理での運営は難しいと考える。

副会長　皆さん赤字だということは感じておられると思うけれど、もう一度大掛かりな修繕をすることは私は無理だと思う。新しい健康ふれあい公園に若い人たちも行くだろうし、そのまま続けていくのは無理かなあと私は思います。もっといい方法があれば皆さんで考えてもらって。

委員　考え方なんだろうと思う。市としてこのような事業をずっとやって行こうというのなら、市の税金を投入してでもやって行ったら良い。そうじゃないなら、民間がもっとそういう活動に入ってもらってやって行かないと駄目だということなら、もっと民間がやり易いようにしていかないと。そういうことをはっきりさせないと。もっと幅広く考えて。赤字じゃない、税金を投入すれば。福祉は市が金儲けをするためじゃない。だから、市の考え方だと思う。方向性を出さないと意見があっちゃこっちゃになる。市がどう考えるかだと思う。ボランティアを募ってするとか。

事務局（区長）　行政の判断なんですね。これでこのままいくのか、行政はこれが必要な施設だから行くのか根拠なんですね。行政としてはするべきこと、高齢者対策や子育てもしていかなければならない。新しいふれあい運動公園にそういう施設ができるので、そこに移行してはどうか。旧の安土町民が合併したから施設が無くなったというのは感覚が違って、行政としては全体のバランスを見る。地域としてはそれをほったらかしにするから駄目。今度は違う福祉施設に活用ができないかなと僕は考えているのです。あそこは福祉施設以外の他の施設に使えないのです。国に補助金をもらっているのでまだ償還中ですので、6,500 万円ぐらい補助金を返さないといけない。確かに今までの安土に来るよりも八幡に行くほうが遠いかもしれないけれど、来年の 5 月には向うの施設もできますので、そちらを使ってもらう。こっちは違う福祉施設にリニューアルして補助金を返さない方法で利活用できないだろうかと私は思っている。皆さんに現状を十分認識していただいたうえで、意見をお寄せ願いたいのです。

会長　要は目的は福祉施設か。

事務局（区長）　福祉施設でないと活用できないのです。目的は健康づくりということで施設を使っています。指定管理も健康づくりの専門のところが受けています。

委員　民間のフィットネスのような活用はできないですか。

事務局（区長）　行けるんですけど、問題は指定管理でビジネスなんです。今、2,700 万円ぐらいの指定管理料で市から出ているけれども、それでもマイナスが出ている。行政からバックアップ無しに民間でしてくれと無償譲渡しても、なかなか同じ方法で

は手が出ないと思う。

副会長　登録者はたくさんいても、必ずしも収入に結び付いていないですね。

事務局（区長）　利用状況を分析しますと、お風呂を銭湯代わりに使いに来ている人が多いのです。施設本来の福祉の目的から外れています。施設の良いとこ悪いとこ、金がかかるかかからないか、その負担はどこに行っているのか。そこらを判断して、その施設をいかに有効活用できる方法があるのかを意見があったら出して頂きたいと思います。

会長　収支から見たらだんだん改善されてきているのですね。その代り修繕料が別途かかっている。

事務局（区長）　今日は状況を説明させてもらいましたので、継続ということでまた皆さんのご意見をいただくということでお願いできますか。

会長　何か意見がありましたら、そういう機会を設けたいと思います。次に学区まちづくり協議会の報告を安土学区善住委員、老蘇学区澤委員よりお願いします。

善住委員　（報告）

澤委員　（報告）

会長　ありがとうございます。安土学区まちづくり協議会と老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について、何かご質問等ございますか。無いようですので、この件については以上とさせていただきます。
　では、本日は時間が迫っております協議会を終えたいと思います。事務局から意見箱について報告をお願いします。

事務局　資料のとおり、支所前に石柱を元の安土駅前に持って行ったらどうかというご意見をいただきました。所管であります文化観光課に経過を確認しているところです。今後、関係部署等と協議して対応したいと考えています。

会長　その他、委員の皆様から何かございますか。無ければ、次回の日程等について、ですが、次回の会議運営部会につきましては、8 月 2 日（水）午前 9 時 30 分からということで部会で決定しております。8 月定例会は 8 月 17 日（水）午後 2 時からということでお願いします。委員の皆さまにおいては、ご多忙の折、申し訳ありませんが、ご出席くださいますようお願いします。事務局から他にありま

せんか。

事務局　特にありません。

会長　では、本日の会議を終了したいと思います。
茶野副会長から一言お願いします。

副会長　（あいさつ）

【終了　17:30】

会議録作成
近江八幡市安土町地域自治区事務所
住民課　庶務グループ
TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320
E-mail: 390110@city.omihachiman.lg.jp